

令和2年度

## 東京国際空港環境調査

# 特記仕様書

令和2年2月  
国土交通省関東地方整備局  
東京空港整備事務所

### 1. 業務概要

本業務は、東京国際空港内の廃棄物埋立区画の対策工事完了後の地下水モニタリング、ガスモニタリングの調査を行うものである。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

### 2. 業務場所

東京都大田区羽田空港 東京国際空港内

### 3. 履行期間

契約締結日から、令和3年3月26日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

### 4. 業務内容

業務名称	業務内容	数量	摘要
環境調査			
調査準備		1式	
現地調査			
地下水モニタリング調査	採水及び地下水位測定	1式	表-1 参照
	水質試験(1)	1式	表-2 参照
	水質試験(2)	1式	表-3 参照
	地下水流動調査	1式	
	地下水位観測孔孔底深さ確認	5箇所	
ガスモニタリング調査			
	ガス濃度測定(1)	1式	表-4 参照
	ガス濃度測定(2)	1式	表-5 参照
調査結果の整理	結果の整理	1項目	
協議・報告	協議・報告	1式	事前協議 1回 中間報告 1回 最終報告 1回
成果物	業務完成図書作成	1式	公開用成果品の作成を含む

5. 支給材料、貸与物件及び提供資料

5-1 支給材料及び貸与物件

なし

5-2 提供資料

- ・平成23年度 東京国際空港C滑走路南側延伸部周辺環境対策業務 報告書
- ・平成24年度 東京国際空港C滑走路南側延伸部環境調査 報告書
- ・平成31年度 東京国際空港環境調査 報告書

6. 業務仕様

6-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「空港土木設計・測量・地質調査・点検業務共通仕様書」（国土交通省航空局 平成31年 4月）、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年 3月）の定めるところによるものとする。  
 なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

6-2 調査準備

(1) 調査準備

現地調査は供用中の施設での作業となることから、運用状況に配慮して作業を計画するものとする。また、調査業務に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現状の把握及び関連資料の収集を行うものとする。

6-3 現地調査

6-3-1 地下水モニタリング調査

地下水モニタリングは、「平成23年度東京国際空港C滑走路南側延伸部周辺環境対策委員会」のなかで定められたモニタリング計画に基づくものとする。

- (1) 採水及び地下水位測定
- 1) 採水器、測定器については調査職員の承諾を得なければならない。
  - 2) 採水及び地下水位測定の方法については、調査職員と協議しなければならない。
  - 3) 採水位置は別添図の位置とする。
  - 4) 測定時期及び数量は表-1を想定しているが、調査職員の指示により変更する場合がある。  
 なお、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。

表-1 採水・地下水位測定

項目	単位	測定位置	調査実施月											小計	合計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
採水	回	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
地下水位測定	回	貯水ビット①		◎			◎			◎			◎		4	12
		貯水ビット②		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	

◎：想定している調査

- 4) 観測結果の整理は下記のとおりとする。
- ① 試験結果には、必ず資料の保存状態及び採水から分析までの経過を付記しなければならない。
  - ② 関連資料として、採水前日及び当日の天候気温、風速、波高、採水日の雲量、潮汐状況、試料の臭気の有無、試料の外観（懸濁物質、色調）、前処理の方法、工事及び汚濁負荷源の状況の記録を収集し整理しなければならない。
- (2) 水質試験
- 1) 水質試験の種類及び数量は、表-2と表-3を想定しているが、調査職員の指示により変更する場合がある。  
なお、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。
  - 2) 試験結果のとりまとめ方法については、調査職員と協議しなければならない。

表-2 水質試験(1)

地下水 環境項目	単位	測定位置	調査実施月												小計	合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
水温	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
浮遊物質 量 (SS)	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
水素イオン 濃度 (pH)	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
電気伝導 率 (EC)	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
濁度	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	

◎：想定している調査

表－3 水質試験（2）

有害物質項目	単位	測定位置	調査実施月											小計	合計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
カドミウム及びその化合物	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
水銀及びその化合物	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
セレン及びその化合物	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
鉛及びその化合物	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
砒素及びその化合物	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
フッ素及びその化合物	検体	C-001		◎			◎			◎			◎		4	16
		C-002		◎			◎			◎			◎		4	
		C-9-K		◎			◎			◎			◎		4	
		C-10-K		◎			◎			◎			◎		4	
ダイオキシン類	検体	C-001					◎								1	4
		C-002					◎								1	
		C-9-K					◎								1	
		C-10-K					◎								1	

◎：想定している調査

(3) 地下水流動調査

1) 自記水位計設置・撤去

別添図に示す地下水位観測孔 7箇所及び採水井戸 3箇所（C-001、C-002、10-K）において、自記水位計を設置し、自動計測を行うものとする。

なお、自記水位計の設置時期は令和2年4月、撤去時期は令和3年3月を想定しているが、時期の詳細については、調査職員と協議するものとする。

2) 水位測定

設置した自記水位計の計測は令和2年4月から行い、データ取得は5月、8月、11月、令和3年2月の実施を想定している。

- (4) 地下水位観測孔孔底深さ確認
- 1) 別添図に示す地下水位観測孔 5箇所において、観測孔内の孔底深さの確認を行い、調査職員へ報告するものとする。
  - 2) 上記1)の結果を踏まえ、調査職員より地下水位観測孔の孔内洗浄を指示する場合がある。  
なお、これに伴う契約変更は、履行期間の末日までに行うものとする。

#### 6-3-2 ガスモニタリング調査

ガスモニタリングは「平成23年度東京国際空港C滑走路南側延伸部周辺環境対策委員会」のなかで定められたモニタリング計画、「平成24年度東京国際空港C滑走路南側延伸部環境調査」で定められた監視基準に基づき、現地測定を行うものとする。ただし、「水素」については、「調査の頻度増加の検討」の監視基準は「1,000ppm以上」とするものとする。

- (1) ガス濃度測定
  - 1) ガス検知器については、調査職員の承諾を得なければならない。なお、調査精度を確保するための機器の点検、校正、消耗品の交換等は、受注者の責任にて行うものとする。測定前に機械の測定精度については調査職員に報告するものとする。  
また、測定方法については、調査職員と協議しなければならない。
  - 2) 測定位置は、別添図の位置とする。
  - 3) 測定項目は、水素、メタン、二酸化炭素、硫化水素とする。
  - 4) ガス濃度測定は、各調査地点でガスを30分以上吸引することでガスを採取し、検知器で測定を行うものとする。ハンドホール及び地下水位観測孔内は蓋をしてあるため、測定時は受注者で採取管等を設置し、測定後は蓋をした状態にすることとする。
  - 5) 測定時期及び数量は表-4、5を想定しているが、調査職員の指示により変更する場合がある。  
なお、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。
  - 6) ガス検知器測定によりガスが検出された場合（評価基準値を超過した場合）は、速やかに調査職員に報告するものとする。また、調査職員よりガスの採取指示を行う場合がある。  
なお、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。

表-4 ガス濃度測定（1）

測定項目	単位	測定位置	調査実施月											小計	合計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
水素 メタン 二酸化炭素 硫化水素	検体	ハンドホールA		◎			◎			◎			◎		4	20
		ハンドホールB		◎			◎			◎			◎		4	
		ハンドホールC		◎			◎			◎			◎		4	
		ハンドホールD		◎			◎			◎			◎		4	
		ハンドホールE		◎			◎			◎			◎		4	

◎：想定している調査

表－５ ガス濃度測定（２）

測定項目	単位	測定位置	調査実施月											小計	合計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
水素 メタン 二酸化炭素 硫化水素	検体	地下水観測孔No1		◎			◎			◎			◎		4	20
		地下水観測孔No2		◎			◎			◎			◎		4	
		地下水観測孔No3		◎			◎			◎			◎		4	
		地下水観測孔No4		◎			◎			◎			◎		4	
		地下水観測孔No6		◎			◎			◎			◎		4	

※地下水観測孔のうち遮水壁内側の５孔 ◎：想定している調査

7) 観測結果の整理は下記のとおりとする。

- ① 観測結果には、各ハンドホール及び地下水観測孔内部の状況状態を付記するものとする。
- ② 関連資料として、調査実施日の天候、気温、湿度、風向風速、臭気の有無及びガスの発生源の有無等を記録し、整理しなければならない。  
また、現地測定結果の取りまとめ方法については、調査職員と協議しなければならない。

6-4 調査結果の整理

- (1) 現地調査の水質分析及びガス調査結果を整理し、モニタリング結果について考察するものとする。
- (2) 現地調査の結果によっては、調査職員より今後の監視計画及び廃棄物埋立区画の対策工事に必要な対応方法の検討及び専門家へのヒアリング等を指示する場合がある。  
なお、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。

6-5 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と十分な打合せを行うものとし、事前協議1回、中間報告1回、最終報告1回の計3回行うものとする。  
なお、各季の調査実施後には、調査結果を報告するものとする。

7. 成果物

7-1 成果物

- (1) 業務完成図書の整理方法は、調査職員と協議するものとする。

7-2 業務完成図書

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議のうえ、決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にする。
- (2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの提出については、調査職員と協議のうえ、決定する。

- (3) 「紙」による報告書は、製本 1部とし、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のA4判とし、図面は、縮小A3判折込を標準とする。
- (4) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- (5) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。  
また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (6) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (7) 業務完成図書の提出先は、以下のとおりとする。  
国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所  
東京都大田区羽田空港 3-3-1

## 8. 検査

- (1) 本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 9. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、航空法及び同法施行規則並びに空港管理規則などを厳守すること。
- (2) 制限区域内立入りにあたっては、顔写真入り身分証（各都道府県公安委員会発行の有効な運転免許証、公的機関等が発行した住基カード等の証明証で顔写真入りのもの（官公庁または、公的機関が認めた法人及び特殊法人が発行したものを含む。））を常時携帯すること。なお、受注者は顔写真入り身分証を発注者から求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) 制限区域内への立入りは、東京国際空港長より承認を受けた人員及び車両とする。また、車両の運転経路は調査職員の指示する経路とし、所定の速度を厳守すること。
- (4) 現地調査の作業実施時間帯は原則として昼間としているが、ハンドホールA～E及び地下水位観測孔No. 4～No. 7においては夜間に作業を行うものとする。

区分	作業可能時間 (閉鎖時間)		閉鎖対象
夜間作業	週 2 日 (火 / 金)	翌0:30 ~ 6:30	C滑走路
	週 2 日 (火 / 金)	翌1:00 ~ 6:00	C誘導路

ただし、空港の運用等により変更となった場合は、この限りではない。

- (5) 制限区域内での作業は毎日の空港の運用に支障をきたす事のないように十分留意する事。
- (6) 業務の実施にあたっては、関係機関との密接な連絡を保ち安全確保に万全の措置を講じなければならない。



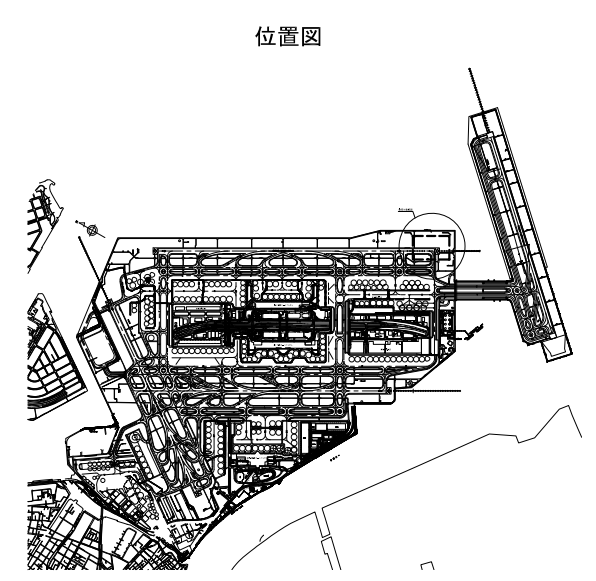
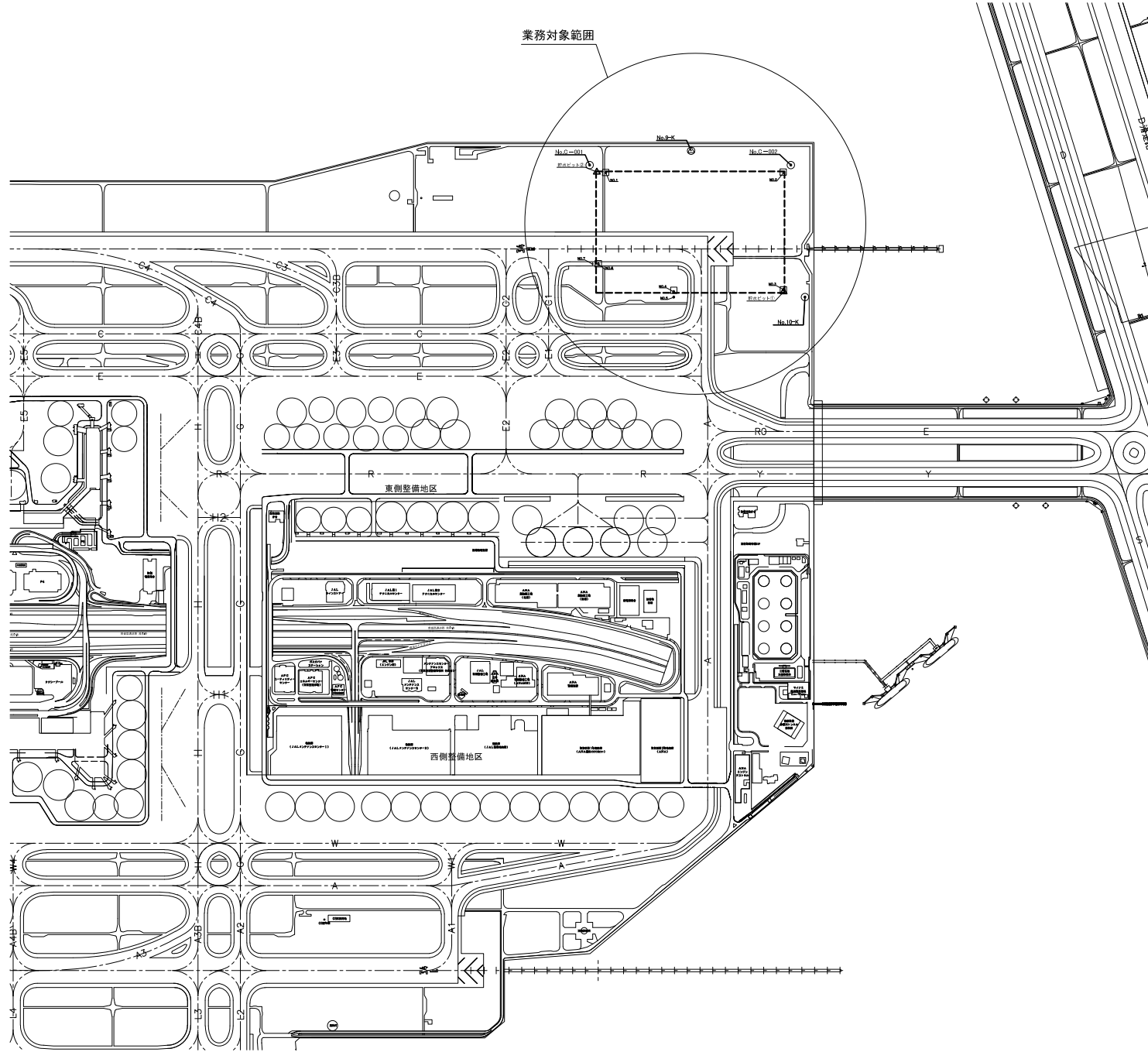
- (7) 前年度の調査結果を受けて、4月に現地調査を指示する場合がある。  
なお、これに伴う変更契約は履行期間の末日までに行うものとする。
- (8) 技術提案  
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。
- (9) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
  - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
    - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
    - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
  - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
  - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。
- (10) 技術指導者について
- 1) 管理技術者の他に、参加表明書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
    - ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（1回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
    - ② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
    - ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。  
なお、その際、各書類に捺印するものとする。
  - 2) 技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

- (11) 業務推進確認会議の設置について  
本業務は、実施過程上の課題を迅速且つ明瞭に解決すると共に、契約手続きの透明性と公平性の向上を目的とした「業務推進確認会議」（以下、「確認会議」という。）の設置対象業務である。なお、確認会議の詳細については、契約後に調査職員から別途連絡する。
- (12) 発注者支援業務を行う管理技術者等の配置
- 1) 本業務は別件：発注者支援業務において、調査職員の他に調査職員の補助業務を行う管理技術者等を配置する。
  - 2) 本業務を担当する管理技術者等の氏名は後日通知する。
  - 3) 管理技術者等が調査職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。  
また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、業務契約書第9条に規定する調査職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- (13) 打合せ等に係る旅費については、東京駅から羽田空港国内線ターミナル駅間を想定して計上している。  
なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。
- (14) 調査職員の指示により業務内容を変更したもの、調査職員と協議し業務量の変更となるものについては、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (15) 契約内容の変更手続きについて  
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- (16) 設計変更等について  
設計変更等については、業務契約書第18条から第25条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。
- (17) 公開用成果品の作成について  
本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。
- (18) 報告書等には、引用・参考にした文献を記載するものとする。
- (19) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以上

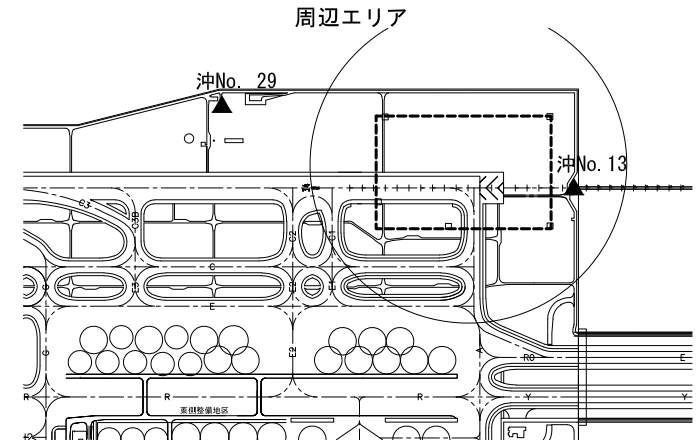
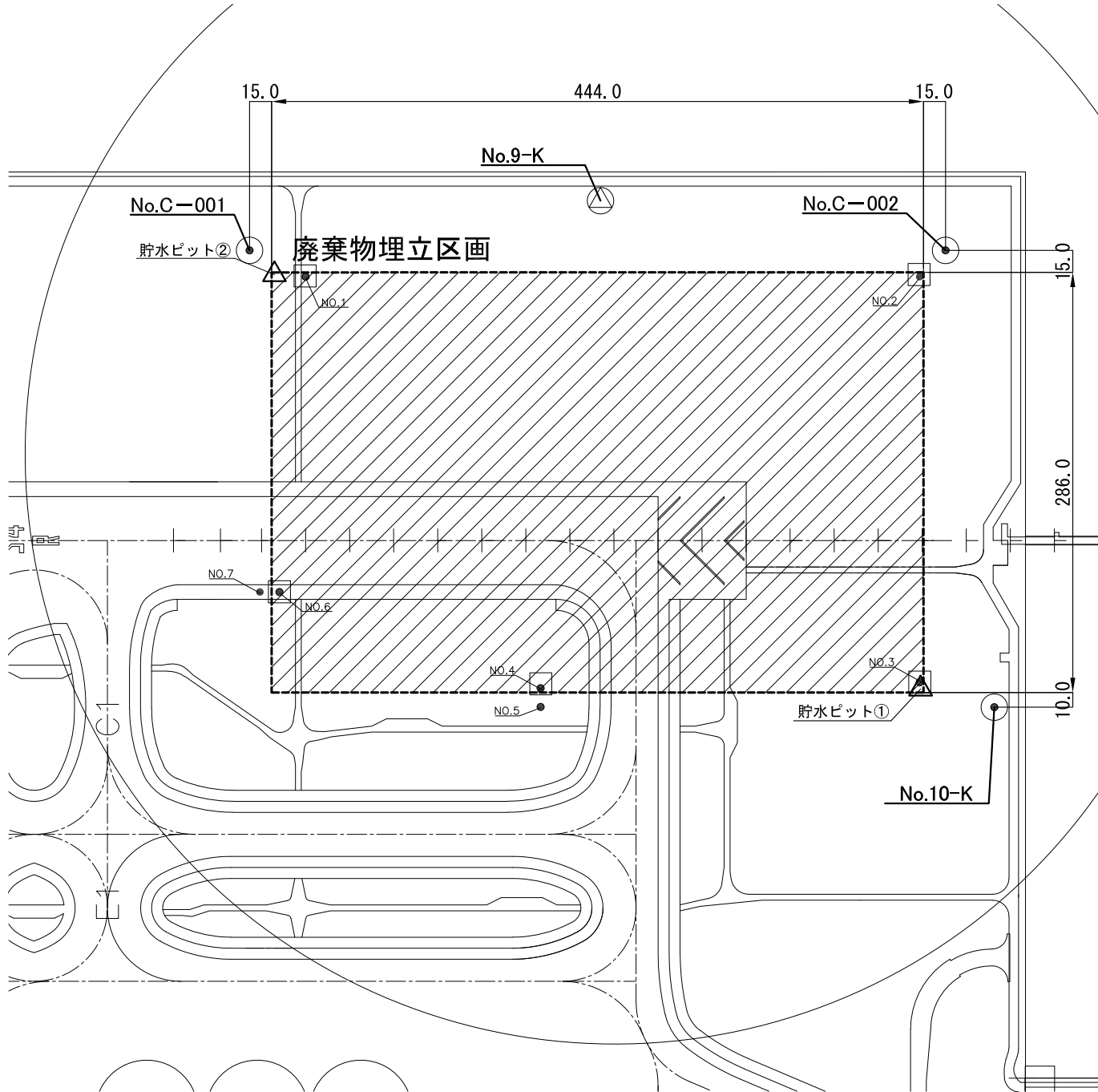


# 業務対象位置図 S=1:10,000



年度	令和2年度	図面番号	1
工事名	東京国際空港環境調査		
図面名称	業務対象位置図		
縮尺	図示	単位	図示
設計年月日	令和2年2月	組数	全校
国土交通省	関東地方整備局	東京空港整備事務所	

# 地下水モニタリング調査位置図 S=1:3,000



基準点及び方位標 (m)

番号	X座標	Y座標	標高 (A. P)	方位角
沖no. 13	3,694.617	5,822.248	7.218	248° 36' 24"
沖no. 29	3,905.797	4,936.582	5.168	234° 11' 40"

(注) 方位標：空港管制塔屋上にある避雷針である。

調査地点 (m)

番号	X座標	Y座標	摘要
No. C-001	3,897.559	5,309.989	
No. C-002	3,897.591	5,783.989	
No. 9-K	3,931.350	5,548.990	
No. 10-K	3,586.590	5,817.255	

貯水ピット①	3,598.55	5,767.40	
貯水ピット②	3,880.65	5,327.30	

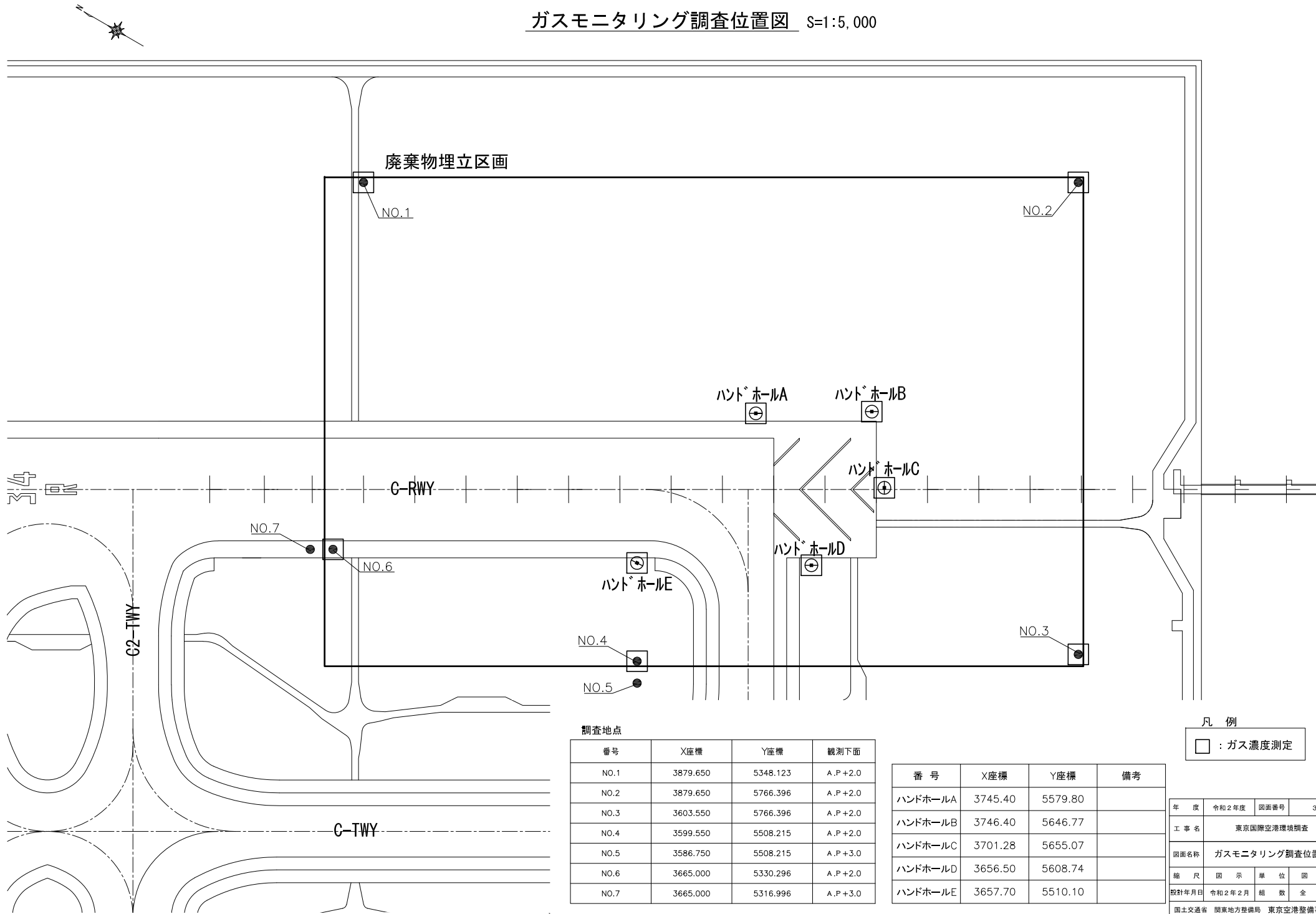
地下水位観測孔	X座標	Y座標	観測下面
NO.1	3879.650	5348.123	A.P+2.0
NO.2	3879.650	5766.396	A.P+2.0
NO.3	3603.550	5766.396	A.P+2.0
NO.4	3599.550	5508.215	A.P+2.0
NO.5	3586.750	5508.215	A.P+3.0
NO.6	3665.000	5330.296	A.P+2.0
NO.7	3665.000	5316.996	A.P+3.0

凡例

- ：採水
- △：地下水位測定
- ：地下水流動調査
- ：孔底深さの確認

年度	令和2年度	図面番号	2
工事名	東京国際空港環境調査		
図面名称	地下水モニタリング調査位置図		
縮尺	図示	単位	図示
設計年月日	令和2年2月	組数	全枚
国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所			

ガスモニタリング調査位置図 S=1:5,000



調査地点

番号	X座標	Y座標	観測下面
NO.1	3879.650	5348.123	A.P+2.0
NO.2	3879.650	5766.396	A.P+2.0
NO.3	3603.550	5766.396	A.P+2.0
NO.4	3599.550	5508.215	A.P+2.0
NO.5	3586.750	5508.215	A.P+3.0
NO.6	3665.000	5330.296	A.P+2.0
NO.7	3665.000	5316.996	A.P+3.0

凡例

□ : ガス濃度測定

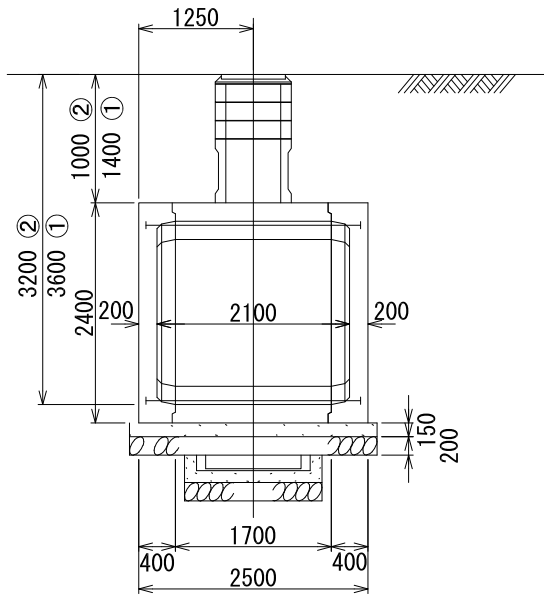
番号	X座標	Y座標	備考
ハンドホールA	3745.40	5579.80	
ハンドホールB	3746.40	5646.77	
ハンドホールC	3701.28	5655.07	
ハンドホールD	3656.50	5608.74	
ハンドホールE	3657.70	5510.10	

年度	令和2年度	図面番号	3
工事名	東京国際空港環境調査		
図面名称	ガスモニタリング調査位置図		
縮尺	図示	単位	図示
設計年月日	令和2年2月	組数	全校
国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所			

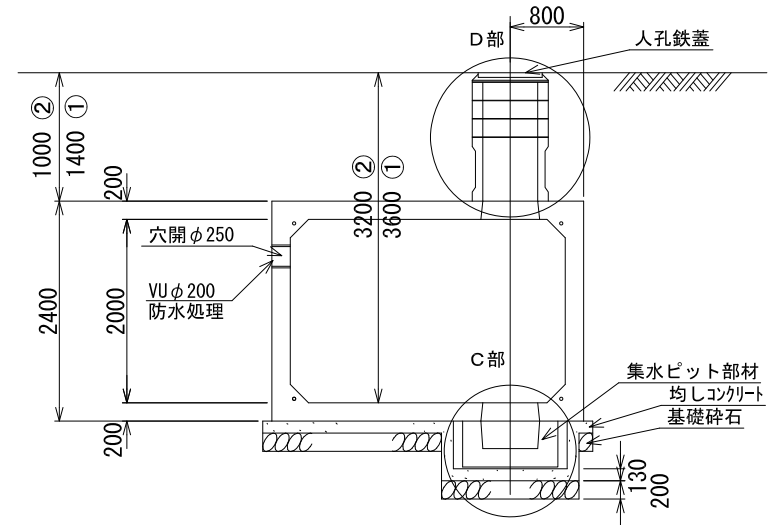
# 貯水ピット詳細図

S=1:30

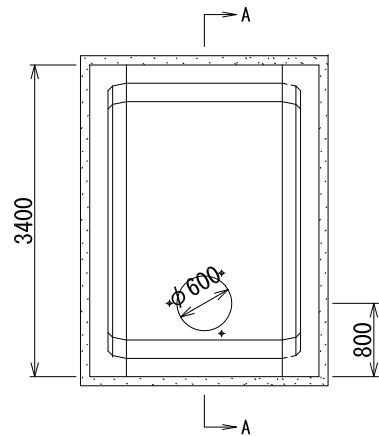
## 側面図



## A-A断面図



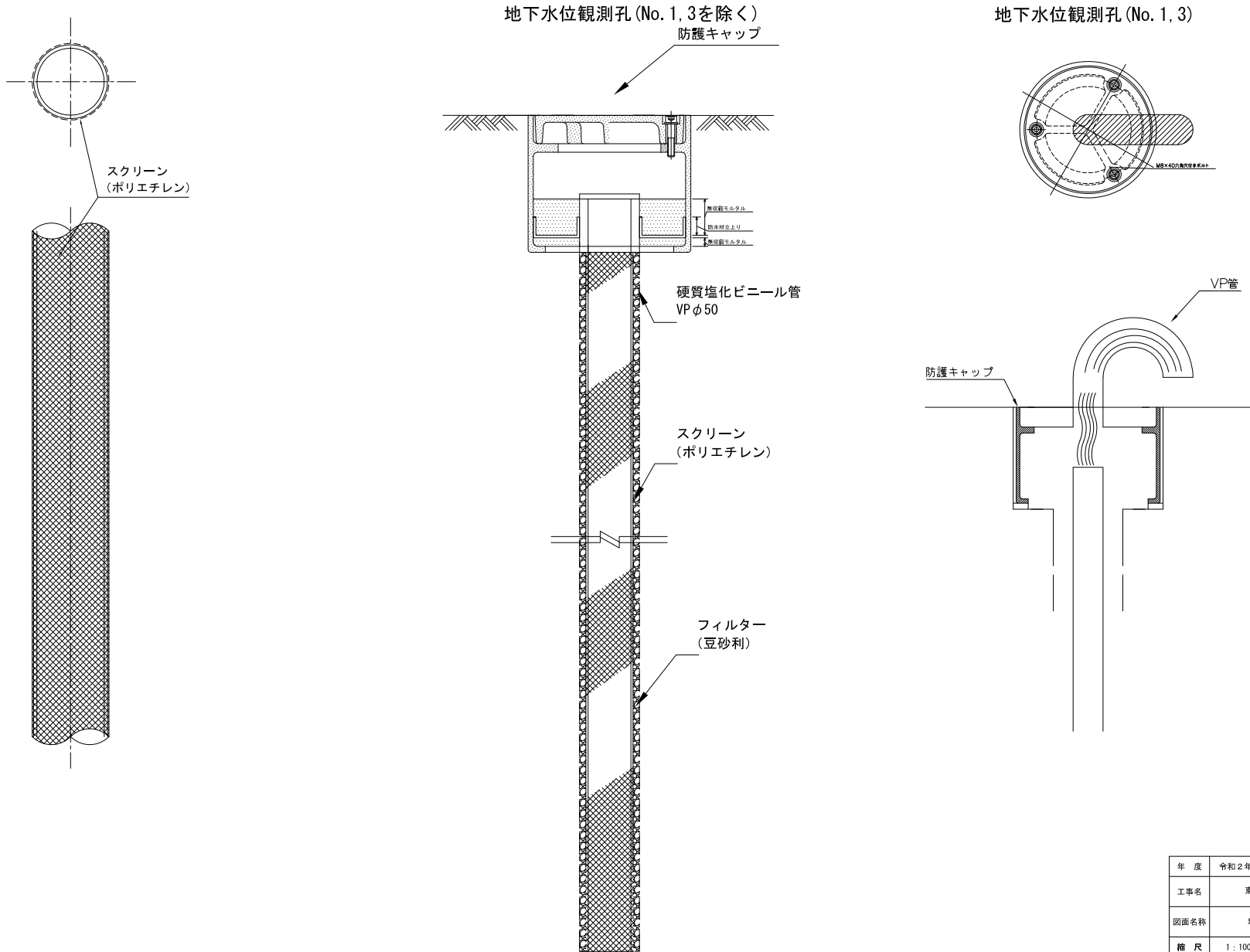
## 平面図



年度	令和2年度	図面番号	4
工事名	東京国際空港環境調査		
図面名称	貯水ピット詳細図		
縮尺	図示	単位	図示
設計年月日	令和2年2月	組数	全 枚
国土交通省	関東地方整備局	東京空港整備事務所	

# 地下水位観測孔詳細図

S=1:100

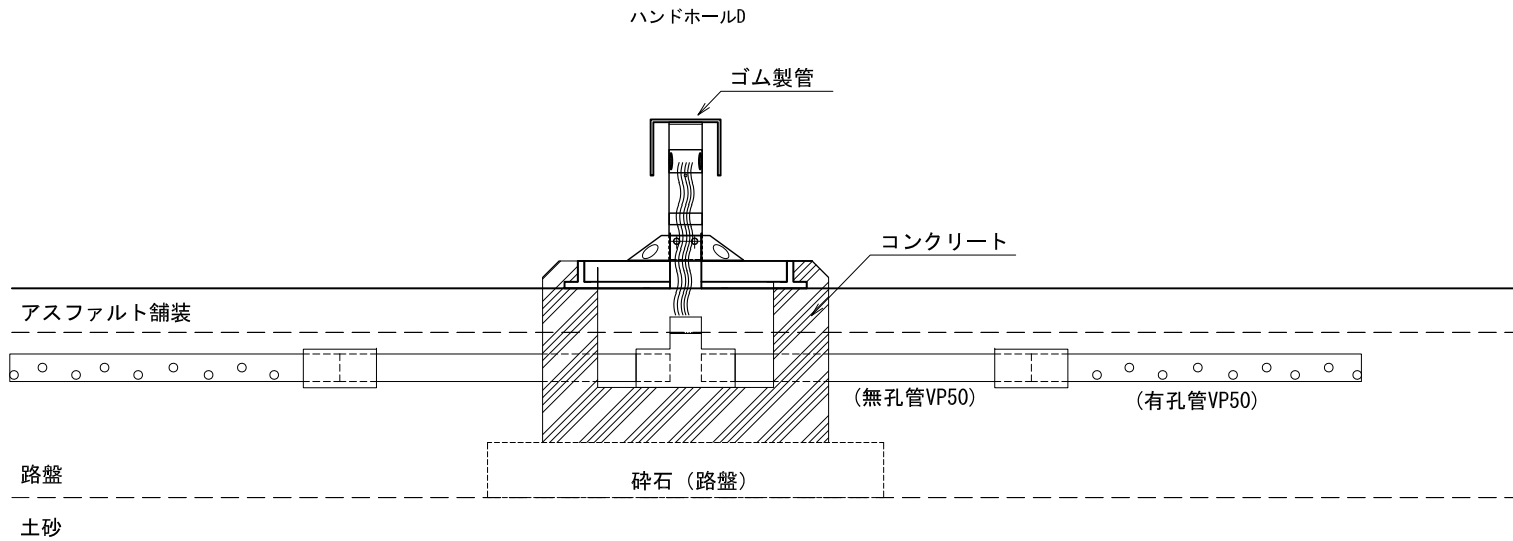
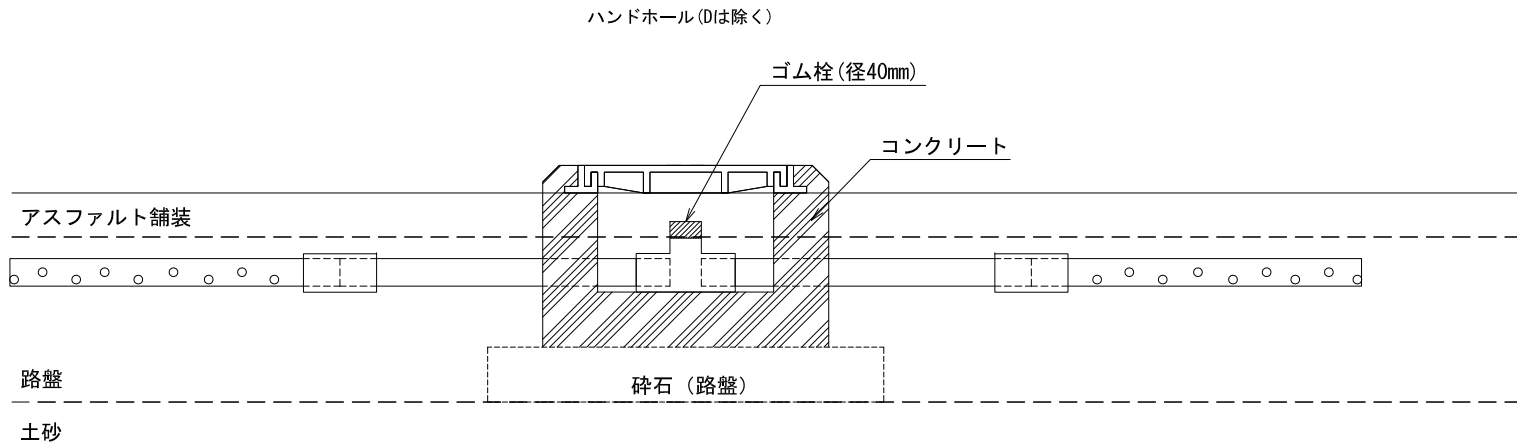


年度	令和2年度	図面番号	5
工事名	東京国際空港環境調査		
図面名称	地下水位観測孔詳細図		
縮尺	1:100	単位	
発注年月日	令和2年2月	総数	全 枚
国土交通省関東地方整備局 東京空港整備事務所			



# ハンドホール詳細図

S=1:5



年度	令和2年度	図面番号	6
工事名	東京国際空港環境調査		
図面名称	ハンドホール詳細図		
縮尺	図示	単位	図示
設計年月日	令和2年2月	組数	全 枚
国土交通省	関東地方整備局	東京空港整備事務所	